

与論町特定事業主行動計画の実施状況及び与論町における女性の活躍状況の公表
(令和2年8月)

与論町では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)に基づき「与論町特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第19条第6項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。

あわせて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、与論町における女性の活躍状況を公表いたします。

《職業生活における機会の提供に関する実績》

(1)採用した職員に占める女性職員の割合(各年:4月1日)

	目標	H30	H31	R2
一般行政職、医療職、企業職	50%	56.3%	62.5%	100.0%

(2)採用試験の受験者の総数に占める女性の割合(各年度実施分)

	目標	H29	H30	R1
一般行政職、医療職、企業職	—	56.5%	58.3%	100.0%

(3)職員に占める女性職員の割合及び派遣労働者に占める女性労働者の割合(各年:4月1日)

	目標	H30	H31	R2
一般行政職、医療職、企業職	—	40.7%	41.3%	42.6%
会計年度任用職員	—			66.4%

※ 派遣労働者なし。

(4)中途採用の男女別実績(各年度)

	目標	H29	H30	R1
一般行政職、医療職、企業職	—	—	2人	—

(5)管理職に占める女性職員の割合・各役職段階に占める女性職員の割合(各年:4月1日)

	目標	H30	H31	R2
管理職割合	25%	25.0%	25.0%	18.8%
課長補佐相当職	32%	12.5%	23.5%	23.1%
係長相当職	32%	26.3%	36.4%	33.3%

(6)機会の提供に資する制度の概要

◎セクシャル・ハラスメント等対策の整備状況

未実施

◎特定事業主として実施する研修の概要

・女性管理職育成のため、外部講師による現管理職向けの研修会を実施

◎中途採用の概要

・経験者が受験することができる年齢要件の設定

(一般事務、障害者枠、電算処理、土木、保育士)

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

(1) 離職率(令和元年度)

	離職率	離職者の年代別割合							
		20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59
男性職員	1.7%	—	—	—	—	—	20.0%	—	—
女性職員	0%								

(2) 男女別の育児休業取得率及び取得期間の状況

	目標 (R2年度)	H29	H30	R1
男性職員	10%	50%	0%	0%
女性職員	100%	100%	100%	100%

○取得期間の状況(令和元年度)

	1年未満	1年以上1年半未満	1年半以上2年未満	2年以上
男性職員	育児休業取得者なし			
女性職員	100%	0%	0%	0%

(3) 男性職員の配偶者出産休暇(2日)及び育児参加のための休暇(5日)取得率並びに合計取得日数の状況

	目標	H29	H30	R1
合計取得率	—	0%	0%	50%
5日以上取得率	—	0%	0%	0%

【合計取得日数】令和元年度:2日

(4) 超過勤務の状況(令和元年度)

i) 一人当たり一月当たりの平均超過勤務時間

管理職以外	3.8時間
会計年度任用職員	

ii) 上限を超えて勤務した職員数

管理職以外	1人
会計年度任用職員	

(5) 年次有給休暇の取得日数の状況(平成31年1月1日～令和元年12月31日)

平均取得日数	10.9日
取得日数が5日未満の職員割合	20.9%

(6) 職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する制度の概要
未実施